

第20回森と自然を守る全国集会愛知瀬戸集会 宣言文

日本の森と自然を守る全国連絡会は、ブナや原生林を守る運動を母体として第1回全国集会を1988年に開催して以来、毎年欠かさず全国集会を開催し、2005年の愛知万博会場候補地として開発されようとしていた海上（かいしょ）の森についても、これを保全するための運動を支援してきました。

愛知県および周辺地域では、かつてのハゲ山を100年前から治山工事等で森林に回復してきた歴史がありますが、高度経済成長期以降、放置された人工林や里山などが増えてきている一方で、鉱山や工業団地等の開発行為による森や緑の消失に歯止めがかからない状況です。森と緑を保全し将来世代に継承するために「森の健康診断」をはじめとする数多くの行政、市民、研究者の協働による取組みが行われ、森林環境税の導入も検討されていますが、今後は、理念の構築や制度の整備と同時に、行政、市民、研究者等の実践的な協働と「踏み出し」により、理念、制度に魂を入れていくことが重要となります。

今回の全国集会の成果として、次のとおり宣言します。

1. 人工林再生の鍵は人材育成にあります。伐木だけでなく森林環境教育まで担えるプロの緊急大量かつ組織的な育成事業が不可欠です。同時にそうして育成されたプロたちの誇り高い労働の拡大再生産を保障しなければなりません。その枠組みづくりへの惜しみない資金投下を求めると共に、プロと素人、山村と都市が手をつないで広範な世論形成に努めることを決意します。
2. 各県が森林環境税を導入するのであれば、安易な増税手段としてではなく、これまでの林政の真摯な反省と評価の上で、みんなの自立を促し、地域を活性化させる観点と、森林、水源、流域圏全体の各主体の協働による保全という観点から、根拠を示し、広く県民の意見を取り入れながら、計画、実行、モニタリングによる検証と評価、見直しを行うことを求めます。
3. 戦後復興期の遺物でもある鉱業法が産業構造の変化に配慮しないまま濫用され、市街地域や子々孫々引き継ぐ財産でもある里山が破壊され、産廃等の処分に利用される事例が頻発しています。鉱業法の持つ強権性を廃し、自然環境の保護と地域の総意を反映できる改正が急がれます。
4. 都市のツケを田舎に押し付けるような生産消費行動を自覚し、運命共同体である上流・下流の公平公正な連携を結びなおす仕組み（トラスト・自然環境博物館システム）の出発点としての山川里海、産官学民の役割分担づくりをめざします。

2007年12月9日

第20回日本の森と自然を守る全国集会 参加者一同